

令和2年9月

除草等業務委託 共通仕様書

〔 四日市市 都市整備部 道路建設課、道路維持課、河川排水課、市街地整備・公園課
商工農水部 農水振興課 〕

（優先順位）

第1 本業務の実施にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 契約図書
2. 三重県公共工事共通仕様書

（共通事項）

第2 本業務の実施にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」

（三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧）を準用する。

2. 業務の一部について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。
3. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行うこと。
4. 業務委託料300万円未満の業務の工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。
5. 日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。
6. 工程表については四日市市工事執行規則第14条における様式にて提出すること。
7. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。
8. 実施にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
9. この契約による業務の従事者は、業務を実施するに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。

（現場の管理）

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締まりならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物に近接する作業については、これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

（騒音・振動）

第4 本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種の選定、使用方法について十分考慮すること。

（品質管理）

第5 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第6 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(除草等業務)

第7 除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを監督職員に提出すること。

なお、草刈後の草は可能な限り乾燥させて搬入すること。

2. 草刈後の草の処分について、自社処分の場合は処分費を減額変更し、運搬距離においては自社処分先が特記仕様書記載の運搬距離未満の場合は、減額変更する。その場合における処分方法については監督職員と協議すること。

3. 詳細位置については、着工前に監督職員と十分に協議し決定すること。

4. 監督職員からの指示があった場合には、業務着工前に、地元自治会と調整を行うこと。

(特記仕様書)

第8 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の受注を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受注者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

特記仕様書

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	■工事工種	■道路維持工事 □河川維持工事 □公園工事 □その他（ ）
	■積算基準	■三重県県土整備部制定 令和2年8月制定 (令和3年4月一部改訂)
	■単価適用日	■令和3年4月1日制定 □建設物価・積算資料 令和 年 月
	■週休補正	■週休補正なし □4週8休 □4週7休 □4週6休
	■施工区分	■市街地 (DID 補正)(1)-1 □市街地 (DID 補正) (1)-2 □市街地(DID 補正) (1)-3 ※ 現場管理費は(1)-2 □一般交通影響有り(1)-1 □一般交通影響有り(1)-2 □一般交通影響有り(2)-1 □一般交通影響有り(2)-2 □山間僻地及び離島 □補正なし
	■一般管理費の補正	■前払金支出割合に係る一般管理費の補正 ■あり □なし ■契約保証に係る一般管理費の補正 □あり ■なし
	■随意契約による調整	□あり ■なし
工程関係	■施工時期	■1回刈り 1回目(詳細については別紙のとおりとする。) □2回刈り 1回目(月) 2回目(月) □その他 ○回刈り 1回目(月) 2回目(月) 3回目(月)
交通安全関係	■交通安全施設等	□交通安全施設等の配置 □別途図面 □その他() □別途協議
		■交通管理要員の配置 ■配置人員数(2人/日) □別途図面 □その他() □別途協議
その他	■段階確認	■監督職員の指示により、除草工の刈幅及び刈高について段階確認を受けること。
	■出来形管理	■業務完了後には除草範囲を示した展開図を作成し、契約書との面積対比ができるよう出来形管理を行うこと。
	■処理	■除草後の草の処分について、亀山市刈り草コンポスト化センターに搬入することとする。ただし、上記処分先が受入不可となった場合は、処分先を設計変更の対象とする。
		■塵芥処理工については、施工範囲内に散在する空き缶、空き瓶、ペットボトル等を分別収集し、監督職員の指定した場所へ集積しておくこと。なお、不法投棄家電等の大型ゴミで持ち上げが出来ないものについては、この限りでない。
		□現場で発生したゴミ(空き缶、空き瓶、ペットボトル等)の収集及び分別作業を行い、袋詰めにしたものを____に搬出すること。ゴミの処分は市が実施する。
適用条件		■三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月)を準用 (部分改定を行った内容も含む(最新改正:令和3年4月)) □その他

特記仕様書【別紙】

桜花台 26 号線ほか 26 線道路除草業務委託
除草時期について

- ① 7 月～9 月
- ② 8 月～9 月
- ③ 8 月下旬
- ④ 10 月下旬
- ⑤ 10 月下旬
- ⑥ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑦ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑧ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑨ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑩ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑪ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑫ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑬ 9 月中
- ⑭ 9 月中
- ⑮ 7 月中
- ⑯ 9 月中
- ⑰ 9 月中旬～10 月下旬
- ⑱ 9 月中旬～10 月下旬

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高ことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。